【労務】マイナンバーカードの健康保険証利用について

従来の健康保険証は、令和 6 年 12 月 2 日以降新たに発行されなくなり、その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。そのなかで厚生労働省より、「マイナ保険証クイックガイド」が公開されています。本資料ではマイナンバーカードの申請方法や、医療機関・薬局にてマイナ保険証を使用した際の実際の受付方法などの情報がまとめられております。今回は本資料の内容を一部抜粋してご紹介いたします。

■マイナ保険証と資格確認書ってなに？

●マイナ保険証

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です
マイナ保険証にはメリットがたくさんあります！

・過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
・突然の手術・入院でも高額支払が不要になる
・救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

●資格確認書

・マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書が無償で申請に応じて保険者から交付されます
・保険者によって、様式や発行形態（カード型、はがき型、A4 型など）が異なります
・「資格情報のお知らせ」とは異なる書類ですので、ご注意ください
※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方に交付される書面です。単体では受診できません。何らかの事情でマイナ保険証で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

■マイナンバーカードの申請方法

「マイナンバーカード交付申請書」をお持ちの場合、より簡単に申請ができます。
なお、申請から交付まで 1 か月～2 か月ほどかかります。あらかじめご了承ください。

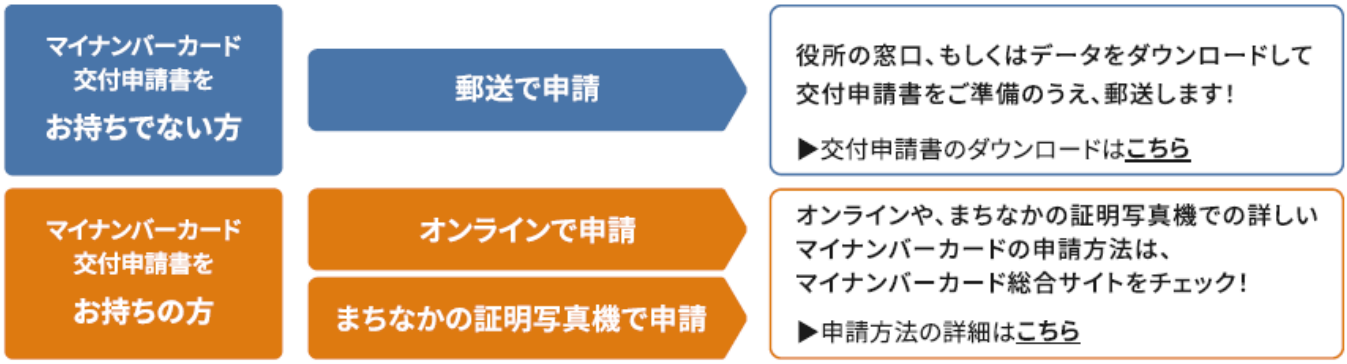

▼交付申請書のダウンロード
https://www.kojinbango-card.go.jp/download/

▼申請方法の詳細
https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/

■マイナ保険証の登録状況の確認・利用登録方法

マイナンバーカードと、暗証番号※（数字4桁）をご用意のうえ、さっそく確認してみましょう！

▶マイナポータルを開く

※ 暗証番号（数字4桁）を忘れてしまった場合は、医療機関・薬局の受付の顔認証付きカードリーダーでワンタッチで利用登録ができます！その後お手すきの際に、お住まいの市区町村の窓口で再設定をしてください。

▼マイナポータルを開く
https://myna.go.jp/

■医療機関・薬局での受付方法

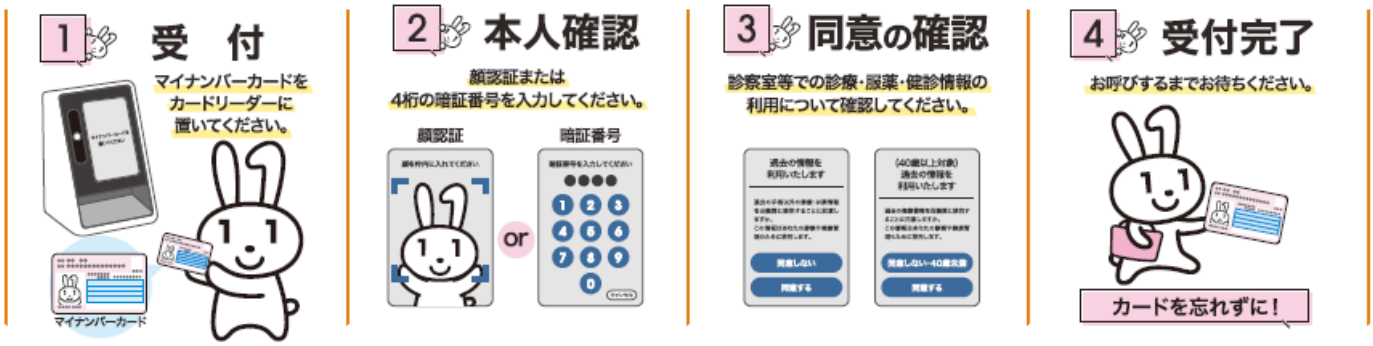

顔認証付きカードリーダーは全部で５種類あり、施設によって異なります。

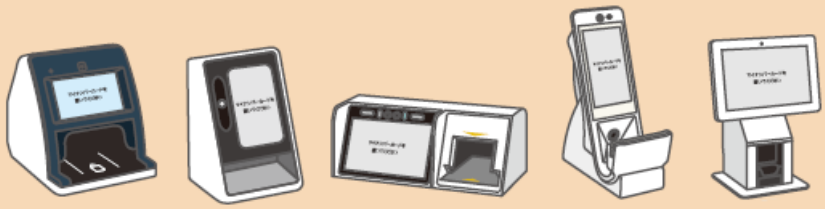

詳しい使い方は、
動画でもご紹介しています！

▶受付方法の動画は**こちら**

▼受付方法の動画
https://www.youtube.com/watch?v=eajIECLxXVs&feature=youtu.be

■スマートフォンをマイナ保険証として利用できます

マイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、機器の準備が整った医療機関・薬局で、スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになります。その場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続き利用いただけます。
なお、受診前にスマートフォンのマイナ保険証利用に対応している医療機関・薬局かご確認ください。

※スマートフォンをマイナ保険証として利用するには、事前準備・設定が必要です。
▼事前準備や利用可能な施設の確認はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html

参照ホームページ［ 厚生労働省 ］
https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001586921.pdf